

ゼロカーボン推進支援事業（省エネ）補助金

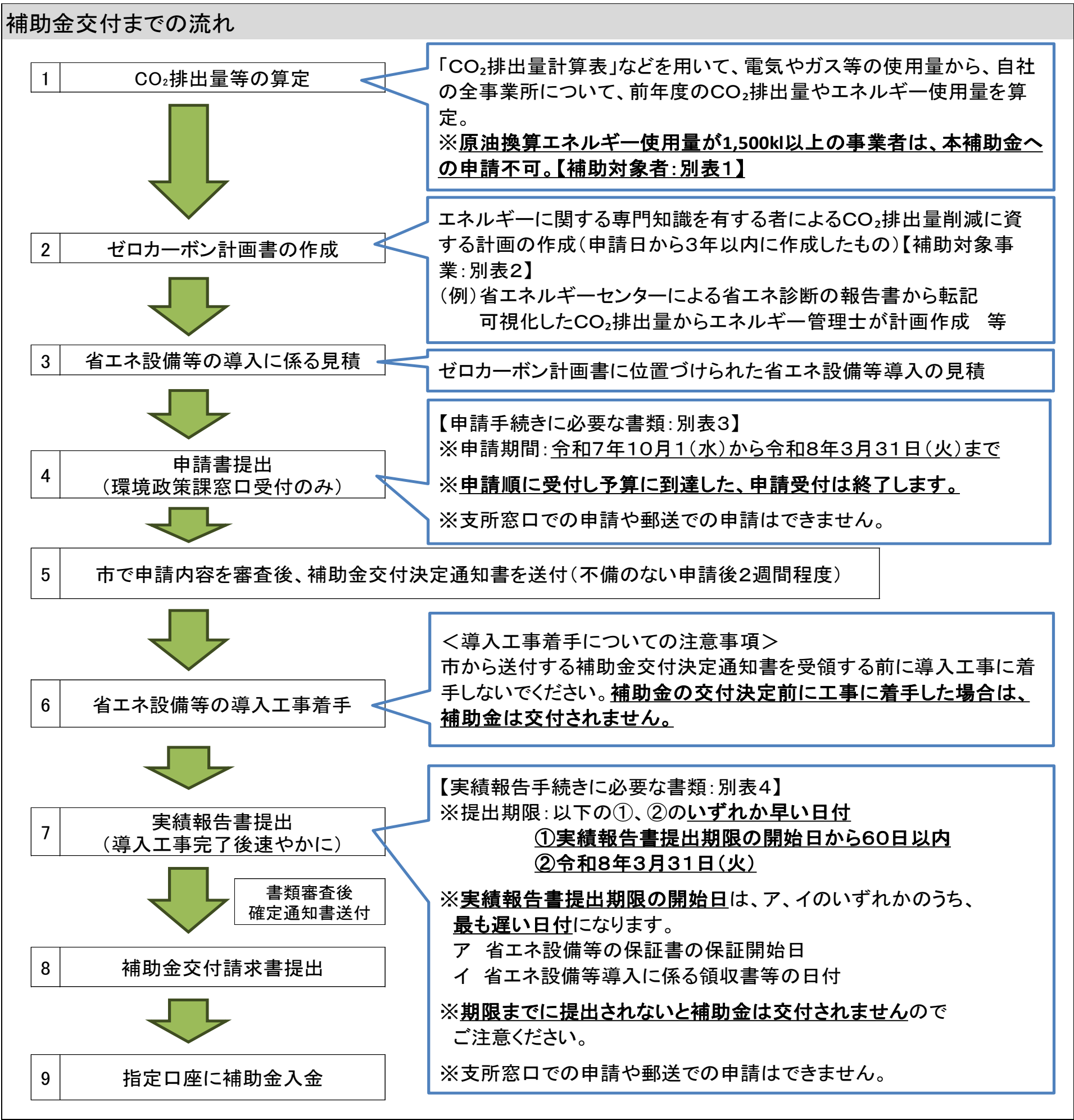
鹿児島市では、省エネルギーに資する設備等（以下、「省エネ設備等」という。）を導入する事業者に対して補助することにより、市域での省エネルギー化を促進し、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティかごしま」の実現を目指します。

- ※ 申請書等の様式は鹿児島市ホームページに掲載しています。最新の様式を使用し、記載例を必ず確認してください。
- ※ 補助を受けた省エネ設備等を法定耐用年数の期間内に処分を行う場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。また、補助金の返還が生じます。処分申請の詳細については市のHPをご確認ください。

■補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助上限額
省エネ設備等の購入及び設置工事に要する経費	2分の1以内	100万円

※既存設備の廃棄に係る経費や消費税等は補助対象経費に含みません。詳しくは、申請書の記載例をご確認ください。



■補助対象者【別表1】

1	市税の滞納がないこと。
2	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、「省エネ法」という。）第7条で定める特定事業者の指定に係る要件を満たしていないこと。（前年度のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満であること。）
3	省エネ補助金の交付対象となる事業を実施した年度の翌年度から3年間、導入した設備等の省エネ効果に関する実績を市に報告するとともに、市が作成する公表資料への掲載に協力すること。

※ただし、これまでに本補助金の交付を受けている者や、市内に本社・営業所を有する事業者による施工ではない場合は対象外。

■補助対象事業【別表2】

1	エネルギーに関する専門知識を有する者（注1）が申請日から3年以内に作成したCO ₂ 排出量削減に資する計画等に位置付けられた省エネ設備等を導入する事業であること。
2	補助金の交付を受けて、自ら所有し使用する省エネ設備等を導入する事業であること。（リースによる設備等導入は対象外。）
3	既存設備等を更新する事業であること。（注2）
4	新品で、省エネ法第149条及び第154条で定める判断の基準を満たす設備等（補助金の交付を受けようとする年度時点における判断基準を達成しているものに限る。）（注3）を導入する事業であること。
5	市内に本社・営業所を有する事業者による施工であること。

（注1）「エネルギーに関する専門知識を有する者」は、次の「専門家要件」に示す国家資格を有する者又は省エネルギー等関連の実務について、10年以上の経験を有することを、学歴や主な職歴、省エネルギー関連の実務経験などを記載した職務経歴書等で示せる者とする。

【専門家要件】

□技術士 □エネルギー管理士 □建築士 □建築設備士 □ガス主任技術者 □電気工事士（1種） □電気主任技術者
□電気工事施工管理技士 □ボイラー・タービン主任技術者 □管工事施工管理技士

（注2）既存設備等の更新とは、更新前後の使用用途が同一の設備等への更新のことをいう。

（注3）国が定めるトップランナー基準を満たす設備等で、自動車及び電球（蛍光灯型のLEDを含む。）を除く。※照明器具は器具ごとの交換が対象。

■申請手続きに必要な書類【別表3】

1	申請書 ※様式あり
2	ゼロカーボン計画書 ※様式あり（この計画で、別表2の1に該当することを確認します。）
3	更新前の設備等の性能、設置状況が確認できる書類 （製品カタログ、現状の設置状況が分かる写真、事業所や建物の位置図、平面図及び配置図等）
4	導入する設備等の性能が確認できる書類（トップランナー基準を満たすことを示す書類（製品カタログや製造メーカーのホームページ等））
5	ゼロカーボン計画書またはその作成に使用したCO ₂ 排出量削減に資する計画を作成したエネルギーに関する専門知識を有する者の資格を確認できる書類（免状等）の写し
6	発行日から3か月以内の施工する建物の登記事項証明書（注1）
7	市内に事業所を有することを証明する書類の写し（注2）
8	建物の利用、省エネ設備等を導入することの許諾書（申請者が施工する建物の所有者でない場合）

（注1）登記情報提供サービスから取得した、有効期限内の照会番号付きの登記情報（全部事項）でも可。

（注2）次の(1)～(3)のいずれかを添付すること。ただし、電子情報処理組織を使用して、市内に事業所を有することを確認できる場合には、添付することを要しない。(1)発行日から3か月以内の商業・法人用の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（登記情報提供サービスから取得した、有効期限内の照会番号付きの登記情報でも可）、(2)確定申告書（確定申告が不要の場合は税務署に提出された個人事業の開業・廃業等届出書（控用））の写し、(3)発行日から3か月以内の営業証明。

■実績報告手続きに必要な書類【別表4】

1	実績報告書 ※様式あり
2	発注書、契約書又はそれに類する書類
3	補助対象経費の支払いが確認できる書類（内訳が確認できるもの） （領収書の写し、領収書が発行されないローン支払の場合は、契約書の金額と一致するローン契約書 等）
4	導入した設備等の工事状況及び設置状況が確認できる書類（設置場所が分かる平面図、工事状況の写真及び設備の写真等）
5	導入した設備等が新品であることを確認できる書類（出荷証明書、製造メーカーの保証書等）（注1）
6	更新前設備を撤去したことがわかる写真又は稼働不能状態にしたことが分かる書類等（注2）

（注1）記入欄が全て記載されているもの。構成機器名及びその型番を明記している資料の写しも添付すること。また、保証開始日の記入欄がない場合は、販売店等に確認の上、保証書の余白部に記載すること。

（注2）撤去された設備等が、適正に処分されたことを証する書類（産業廃棄物管理票（マニフェスト）のA表、フロン回収破壊証明書等）を含む。

鹿児島市 省エネ

検索

右の二次元バーコードを読み取ると鹿児島市ホームページ上の該当ページへアクセスできます。

（お問合せ先）鹿児島市環境政策課 〒892-8677 鹿児島市山下町11-1（みなと大通り別館4F） TEL099-216-1479 Fax099-216-1292

